



中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制
に関する覚書

愛知県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (2) 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (5) 発電所の非常用炉心冷却装置等の工学的安全施設が作動したとき。
- (6) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 愛知県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 発電所の発電施設に異常が発生し、計画外に発電を停止したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は、愛知県防災局災害対策課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。
 - (1) 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - (2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
 - (3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

（その他）

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成23年9月30日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀 章



乙 名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 水野 明 久

